

航空総隊司令官
各航空方面隊司令官
航空支援集団司令官
航空教育集団司令官 殿
補給本部長
各基地業務担当部隊等の長
（航空中央業務隊司令、第2補給処十条
支処長を除く。）
各分屯基地業務担当部隊等の長
（第1、第2、第3高射隊長、硫黄島
基地隊司令、第4補給処立川支処長を
除く。）

航空幕僚長

航空自衛隊食育の日について（通達）（登録報告）

標記について、別紙により実施されたい。

添付書類：別紙「航空自衛隊食育の日について」

配布区分：全部隊長（宛先を除く）、全機関の長（宛先を除く。）

分類番号：B-20-053

作成年度：2015年度

保存期間：10年

枚数：3枚

保存期間満了時期：2026. 3. 31

開示判断：開示

航空自衛隊食育の日について

1 目的

自衛隊の任務遂行に必要とされる健全な身体及び精神を養う基本は「食」にあることを踏まえ、航空自衛隊は、「食」について考える機会とするために「航空自衛隊食育の日（以下「食育の日」という。）」を設定し、隊員の「食」に対する意識と関心を高めるとともに、重要性を再認識させ不喫食等の低減並びに生活習慣病の予防及び改善を図ることを目的とする。

2 航空自衛隊食育の日

食育の日は、四半期ごとに1回（6月、9月、11月及び2月のそれぞれ19日）を基準とする。ただし、休養日、訓練、行事等により実施できない場合は、給食の実施に関する達（昭和44年航空自衛隊達第24号。以下「達」という。）第3条第1項に規定する給食実施機関（以下「給食実施機関」という。）の長が別に定めることができるものとする。

3 実施事項

（1）食育献立

ア 食育献立の計画

航空総隊司令官、航空方面隊司令官、航空混成団司令、航空支援集団司令官及び航空教育集団司令官並びに補給本部長（以下「司令官等」という。）は、隷下（航空総隊司令官については、直轄部隊長である給食実施機関の長に限る。以下同じ。）又は管理下の給食実施機関が第1、第2及び第4四半期に実施する統一献立（主菜に限る。）又は年度統一テーマを定めるものとする。

なお、第3四半期の食育献立は、航空自衛隊の統一献立（主菜に限る。）とし、細部は別に示す。

イ 食育献立の提供

給食実施機関の長は、食育の日の昼食に食育献立を提供するものとする。

ウ 食育の日及び食育献立の周知

給食実施機関の長は、食育の日及び食育献立について、掲示物又は配布物等により周知するとともに、献立に「食育献立」と明記するものとする。

（2）食育教育

ア 食育教育の指示

司令官等は、隷下又は管理下の給食実施機関の長に対し、前号アの食育献立の計画とともに時期を示し、年度ごとに1回以上食育に関する教育を実施させるものとする。

イ 食育教育の実施

給食実施機関の長は、所属する達第4条に規定する給食担当官及び達第5条に規定する栄養担当官又は栄養士に、相互に連携させて食育教育を実施させるものとする。この際、必要に応じて給食の実施に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第54号）第5条第1項に規定する食品衛生管理官に協力させるものとする。

ウ 被教育者

給食実施機関が所在する基地に所属する隊員（入校、臨時勤務等のため当該基地に所在している隊員を含む。）

エ 教育内容

食育に関連する教育とし、細部は給食実施機関の長の所定とする。

なお、給養員に対しては、給食を提供するに当たっての各種事故防止等に関する教育をあわせて実施するものとする。

(3) その他

給食実施機関の長は、前各号のほか食育に関する独自の施策の実施に努めるものとする。

4 報告

食育の日に関する成果等については、達第57条に規定する給食実態報告書（05—W31（D））において報告するものとする。

5 その他

細部は、厚生課長から連絡させる。